

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 44 回）
2. 日 時	平成 27 年 10 月 15 日（木）午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 00 分
3. 議 案	1. 犯罪収益移転防止法改正に伴う対応について ・ 犯罪収益移転防止法及び関係政省令等の改正内容について ・ 本ワーキング・グループにおける検討事項について 2. その他
4. 主な内容	昨年 11 月に犯罪収益移転防止法が、本年 9 月 18 日に同法関係政省令等が交布され、来年 10 月 1 日に法令が施行される予定であるため、犯罪収益移転防止法改正に伴う検討のキックオフとして、今後の検討事項や検討スケジュールについて、WG で認識を共有した。 1. 犯罪収益移転防止法改正に伴う対応について（資料 1、2、3） （主な意見等） ・ 犯収法 Q & A の改訂については、対応が必要である。また、インターネット取引における本人確認等のあり方については、出口として犯収法 Q & A に追記するかどうかは未定であるが、平成 27 事務年度の金融行政方針においても、関係業界団体の金融犯罪防止に向けた取組みに言及されているので、Q & A の改訂に併せて検討しようと考えている。特定事業者作成書面等については、各協会員が個別に作成する際の参考となるような資料が必要かどうかという点から検討するということで、議題として挙げている。 ・ 昨日（10 月 14 日）開催したインターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会（以下、インターネット懇談会という。）において、事務局から、犯収法 Q & A の改訂を検討する中で、インターネット等非対面取引の留意事項についても検討していく旨を報告した。インターネット懇談会では、非対面取引での本人確認については、口座開設時に行うものに留まり、日々の取引におけるなりすまし防止は不十分ではないかという意見が寄せられ、相場操縦やインサイダー取引防止の観点も含めて、検討を依頼された。改訂 Q & A の中に記載する、あるいは改訂 Q & A とは別にネット取引について纏める等の方法も含めて検討していただきたい。（事務局） ・ 改訂 Q & A の作成については、当協会のみで完結するものではなく、当局の複数の部署に確認いただくことを想定しており、そのための期間を見込んで作業する必要がある。（事務局） 2. その他 特になし。 以 上

5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）